

## 戦略グループ会議 報告書

<b>&lt;戦略グループ会議の名称&gt;</b> 在来植物と生物多様性	<b>&lt;参加人数&gt;</b> 8人
<b>&lt;主催グループ名&gt;</b> CSO ピースシード／有機ネットちば(正式名:千葉県有機農業推進連絡会)種子ネット／みんなの種宣言／ナチュラルシードネットワーク／千葉ローカルシードネットワーク／シードセイバーズネットワーク(仮称:組織準備中)／モンスーンファーム／	<b>&lt;代表者名&gt;</b> 荒井真理子 <b>&lt;副代表者名&gt;</b> 石井吉彦
<b>&lt;実行委員名&gt;</b> 荒井真理子、石井吉彦、入沢牧子、上林裕子、玉木哲太郎、林重孝、山田勝己(50音順)	<b>&lt;共催(協力)団体名&gt;</b> テトラスクロール／花と緑の農芸財団
<b>&lt;開催日時&gt;</b> 7/23(月) 13:30～16:30	<b>&lt;開催場所&gt;</b> 花と緑の農芸財団:和わい処
<b>&lt;会議で話し合わせたテーマの概要&gt;</b> <p>長年にわたり、種子保全(苗をふくむ。以下同様)に関わってきた団体、個人が集まり。緊急課題であるちば県内の種子保全に関する意見交換、課題の共有、そして実行可能な具体的行動計画をたてた。</p> <p>解決までに時間がかかる規模の大きな問題が多いが、今回の動きのために実現可能性が極めて高く、生物多様性戦略において具体的な成果を出せる目標を設定した。</p> <p>以下の2点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 2010年「国際生物多様性年」であることから、ここをひとつの目標とし、国際会議などの開催を含む種子保全の計画を進めること。</li> <li>(2) 「暮らしの中で利用してきた、ちばの在来植物(農産物を中心に)の図鑑」を2010年に出版する。</li> <li>(3) (2)の過程を、そのまま種子保全に必用な状況を整備する機会とし、さらに種子及び生物多様性保全を広く普及する。</li> </ul>	
<b>各グループ会議からの提案</b>	
<p>1. 各グループ会議にとって、生物多様性の保全・再生のための課題は何ですか。</p> <p>◆在来植物、特に自家採種によって守られて来た品種の緊急聞き取り調査。記録、種子を残す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家採種を行っている方々が高齢で、風土に適合された貴重な在来品種が破棄される可能性が高いために緊急に調査する必要がある。</li> </ul> <p>◆ 自家採種(自家増殖)・種子保全に関わる人が少ないと。知られていないこと。</p>	

## 戦略グループ会議 報告書

- ◆ 市民が気軽に利用できるシードバンクが欲しい。
- ◆ 自家採種する農家が「絶滅危惧種」の状態であること。
- ◆ 自家採種の技術を持つ人が少ないと／学ぶ場が少ないと。
- ◆ 自家採種という文化／営みそのものが衰退したこと。
- ◆ 将来的な、遺伝子に特許をかけることが自家採種に与える影響を懸念する声があつた。

### 2. 課題を解決するために、何をすべきですか。

1. ちば県内の自家採種（自家増殖）・種子保全に関わる人（以下、シードセイバーと呼ぶ）のネットワーキング
2. 在来種の大切さ、窮状を伝えるための広報活動（メディア、ポスター、パンフレット制作、イベントなど）を農林水産部／環境生活部とともにを行う。
3. 在来種について教育し、シードセイバーを育成するための勉強会の開催
4. ちばローカルネットワークの活性化・運営マニュアルの作成
5. 聞き取り調査のツールの開発
6. 発見された在来種を栽培、たねを更新する人を探す、増やす、援助する。  
特に、有機農家による自家採種が増えるような援助が必用。
7. 6のために、農林水産部は有機農業に向いた品種の開発・育成をすすめる。
8. ちば在来品種による産業の創出（農産物／加工品／シードガーデン／在来種のエコミュージアムなど）

※1枚で収まらない場合は、2枚になってもかまいません。

8. ちばの在来種（主に県民に自家採種されている植物）の図鑑の出版
9. 市民が気軽に利用できる民間シードバンクを設置。生物多様性センター／ローカルステーションに設置する。
10. ちば県内の農業試験場／農業高校などのたねを。県民が利用出来るように解放する。

### 3. 誰が、どのように進めますか。（県民、事業者、行政等の役割）

●県民が行う（研究者／教育関係者／種子保全に関わる任意団体と個人）：

- ・県内各地で自家採種ローカルネットワークの会合（たねの交換会など）を開き、啓蒙、及びネットワーキングの拡大。運営マニュアルなどを利用した力づけ
- ・「食育はたねから」県内の学校などへの協力要請・シードセイバーを派遣し、子供たちにたねの面白さ、大切さ、種取りの手法、利用法などを伝える（食育／理科教育）
- ・自家採種をしている方を訪問し、聞き取り調査を行う。聞き取りの際には、採種方法、栽培法、利用法（文化資源）を含めて保全する。（データバンク化）

## 戦略グループ会議 報告書

- ・教育の中に取り込む。
- ・ちばの在来植物の図鑑の企画（執筆／撮影／デザイン）
- ・在来植物保全に関するパンフレットやポスターの企画
- ・聞き取り調査用のツールの企画
- ・シードバンクの運営
- ・たねの更新

### ●事業者が行う：

- ・在来種の農産物を生産、販売する
- ・自家採種した在来種の農産物による加工品を作る

### ●行政が行う：

- ・農業試験場など県の施設が管理する種苗を有効利用したい県民に解放
- ・農林水産部は有機農業に向いた品種の開発・育成をすすめる。
- ・自家採種した在来種の農産物のブランド化。マークを作成する。
- ・在来種の聞き取り調査の際に、各市町村の担当者とシードセイバーを繋ぐ
- ・聞き取り調査に関する財政的援助（調査用のツールの開発の援助を含む）
- ・学校／博物館などによる協力・連係可能性をさぐるための担当者とシードセイバーを繋ぐ
- ・国際会議を市民とともに企画、運営する
- ・在来品種の図鑑の出版を農林水産部が行う
- ・在来植物保全に関するパンフレットやポスターの作成
- ・民間シードバンクの設立と運営に関する財政支援

※1枚で収まらない場合は、2枚になってもかまいません。

## 戦略グループ会議 報告書

### 4. 自由記述

たねには、人を魅了する力がある。

農的生活が定着しつつある中で、ここ数年、自家採種への興味が高まっている。さきごろ立ち上げた、千葉ローカルシードネットワークによって行った「たねの交換会」も同様の興味を持つひとびとが、たねや苗を通して楽しく交流する場として評判が良く、県内各所で開催されてゆく見込みである。

そのような追い風を利用し、「あと2~3年」で失われると危惧される、「おばあちゃん、おじいちゃんが採取し続けてきたたね」を緊急に調査し、保全し、県民にそれらの植物の存在を知らせ、復活させてゆきたい。このような種子はエアルーム（家宝種）とも呼ばれ、海外では多くの組織やシードセイバーが、栽培、採種、交換を行いながら暮らしの中で保全している。

自家採種という営みを残し、シードバンクの中でたねを眠らせるのではなく、生かして（栽培することで）保全することこそ、民間シードバンクの最大の利点である。

2010年「国際生物多様性年」を好機として、たねの大切さ、魅力をもっと広く知ってもらえるように活動してゆきたい。

※1枚で収まらない場合は、2枚になってもかまいません。

## 戦略グループ会議 報告書

<b>&lt;戦略グループ会議の名称&gt;</b> 手賀沼流域の生物多様性保全	<b>&lt;参加人数&gt;</b> 17人
<b>&lt;主催グループ名&gt;</b> 手賀沼森友会	<b>&lt;代表者名&gt;</b> 山木健一
<b>&lt;実行委員名&gt;</b> 松清智洋	<b>&lt;共催（協力）団体名&gt;</b> —
<b>&lt;開催日時&gt;</b> 2007.07.25 (水) 18:30~21:00	<b>&lt;開催場所&gt;</b> 柏市民活動センター
<b>&lt;会議で話し合われたテーマの概要&gt;</b>  地域の森・谷津等環境拠点の保全 保全のために必要な、規制のあり方、啓発・実践	
<b>各グループ会議からの提案</b>	
<p><b>1. 各グループ会議にとって、生物多様性の保全・再生のための課題は何ですか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①開発指向が止まらない。開発本位、経済優先の考え方。</li> <li>②保全地域の、消極的保全から積極的保全への転換</li> <li>③住民の無関心</li> <li>④企業は開発し儲けるだけでなく、それに見合った地域の環境保全への参画を</li> <li>⑤保全だけでなく、地元住民が理解、協力できる活用方法</li> <li>⑥「生物多様性」の範囲が広い それに関わらず森や田んぼ、水系等個々の専門家のみでトータルなコーディネータの不在</li> <li>⑦「生物多様性」を県民に認知してもらうことは非常に困難</li> </ul>	
<p><b>2. 課題を解決するために、何をすべきですか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保全のための合意形成 地域の利害関係を超えた位置からの規制が必要 (市町村や地域住民が規制をすることは難しい)</li> <li>②保全場所のリストアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 優先順位・保全の将来ビジョンの明確化</li> <li>→ 高いリーダーシップと、資金的担保</li> </ul> </li> <li>土地利用計画、規制の厳格化 土地は所有者が何でもしていいものではない より高い土地利用規制を設け、必要に応じ例外的に規制を緩和するような、問題が生じたときに規制するのではなく、通常の規制を厳しく設定しておくこと。</li> <li>③意識の向上 都市化すればするほど森は貴重。価値が高くなるという現実の理解 地域で体験・実感できること</li> </ul>	

## 戦略グループ会議 報告書

身近な谷津田のこども林間学校（学校のプログラムに盛り込む）

（身近で体験できることがより記憶に残る）

学校谷津、学校林の復活

フィールドミュージアム

市民調査員

成功事例の発信

④多様な森づくり 一企業一森・一谷津制度

企業から金を出させる、教育

⑤保全の目的、具体的な活用方法

活用がなければ保全に対する理解は得られない。地元に理解される保全の将来ビジョン  
地域の目標・シンボル、地域の生物多様性戦略

市町村ごとに戦略を策定、戦略にはその地域に合わせたシンボルとなるものを設定する

⑥全体をまとめるコーディネータが必要

⑦データとその検証、科学することが必要

林業などが駄目なのは「それはよいことだ」という決めつけだけで客観的なデータがない  
科学されていないから

### 3. 誰が、どのように進めますか。（県民、事業者、行政等の役割）

①行政のリーダーシップ、地域NPOの育成

②より具体的な協力体制

リストアップは県民・NPO → 規制と財源確保は行政

地元住民とNPOは違う主体であることの自覚。敵対でなく連携を。

③行政はきちんと資金を担保すること

より一層の行財政改革の徹底による無駄な支出の削減と財源確保

（行政全体での取り組む姿勢）

その上で、不足分を補う目的税としての環境税等の財源確保

④戦略等の実効性の高さ、指導力（行政）、持続可能性への責任の明確化（事業者）

⑤トータルコーディネータの設置。

寄せ集めでなく、より多くの県民が理解できるシンプルさも必要。

### 4. 自由記述

消費を前提とした社会構造の変革 「地産地消」から「地育地活」へ

「消費する」ことに豊かさを実感するまちづくりから、「育て活かす」ことに豊かさを実感

できるまちづくりへ

ファンシションに終わらない、本当に「健康的」かつ「持続可能」なまちづくりの追求

「持続性」とは「現在→未来」だけでなく、地域の歴史・文化の継承、すなわち

「過去→現在→未来」であるとの認識

※1枚で収まらない場合は、2枚になってもかまいません。

戦略グループ会議 報告書

<戦略グループ会議の名称> 山砂採取と生物多様性	<参加人数> 45人
<主催グループ名> 残土・産廃問題ネットワーク・ちば	<代表者名> 井村弘子
<実行委員名> 板垣勝弘	<共催(協力)団体名> 市原市民ネット
<開催日時> 8月9日 18:00~21:00	<開催場所> 県庁1階多目的ホール

<会議で話し合われたテーマの概要>

『ああダンプ街道』の著者佐久間充氏から基調報告。山砂採取は過去40年間続き首都圏に運び出されたその量は1.4億トンにものぼったことをパワーポイント100枚余の写真・図表などで現場の生々しさを伝えられ、もうこれ以上何故掘るのだ。千葉県にはもう掘るところはないはずだ。と、話された。その後現在行われている市原市栢橋地区の山砂採取について住民山本友子氏より羽田空港の増設に市原の森を伐採、その根の下の山砂を約2年間で20haから200万立方メートル搬出される。この地区は過去にも一業者の采配で問題があったにもかかわらず今再びこのような問題が起こっている。採取場や周辺地又運搬による被害など、始めに業者との約束はあるもののすべて被害対策は後手に周り被害だけが残る。と報告があった。

<各グループ会議からの提案>

- 東京湾12万5千haの5分の1が既に埋められてしまった。残っている物は小櫃干潟・三番瀬だけである。
- 残土処分の許可違反条件で違反しても県の処分を受ければ原状復帰しなくてもよいという条例の落とし穴がある。県内は残土でできた山ばかりでその上に又羽田空港の第3次拡張で3000万も持ち出されるなどとなったら大変なことである。
- 市民が口に出し手を挙げて反対していかなければ、変わらない。何故皆しないのか。
- 既に掘り尽くされているのにさらに掘ると地盤沈下・環境にも大いに影響あり。
- 千葉県は甘い。なめられている。東京、神奈川では許可しない。始めに3000万と総量規制を決め、それを他県の自然に求めることに問題がある。
- 生物多様性戦略づくりは市民運動の実績となるだけか、県を動かす内容にできるのかの段階に来ている。これ以上縁を減らさない。劣化させない。化学物質を減らす。緑地保全、土地利用の制限なども必要だろう。
- 全体面積をアセスの対象にすることが必要。面積が此処別々だからアセスを行わなくてもよいなどという決まりは変えるべきだ。
- やま、水に対しても土地利用改革ができるのか。森林の開発を適正に考えること

## 戦略グループ会議 報告書

### ＜各グループにとって今後何をすべきか＞

#### 1. 各グループ会議にとって、生物多様性の保全・再生のための課題は何ですか。

○山砂が千葉から持ち出される問題を東京・神奈川に提起しているのか。財産が持ち出され、土地や自然がだめになっていくことを訴えるべきである。

○砂利採取は県商工労働部保安課が受け付けて1年ごとに許可を改めるという。今までの例を見てもとに角後始末ができていない。採取したあとに植栽をするというが、大体おかしな話である。先ず木が根付かない。根付いたとしても元の形に戻るのに何十年もかかるということを県は見逃しているのではないか。そのようなことで防災又緑地の保全は務まるのだろうか

○地主は弱い。金で動く。その原因はいろいろある。それを市民がまもってやるためにには木があればトラスト運動ができる。土地を提供してもらって土地トラストもできる。市民が一緒になって事業者からその土地を森を守る対策を考えていこう。

#### 2. 課題を解決するために、何をすべきですか。

○市民・県民が自然保護のために何をさしあたってしたらよいかを考えること。

○皆で集まり自然のよさを話し合いそれを守っていくために各自が何をしていったらよいかを、皆で意見を出し合う会を開く。家族で考える。学校で考える。職場で話し合う。まだまだ千葉県民の対応は遅い。然し誰でも森に入れば森のよさを実感し感激するだろう。改めて考えてみよう。森を残すためにはなにをと。

○法律を変える。国土利用計画にも規制により国土を守っていくためにはどこをどう変えればよいか。県民を入れた専門家の会議をつくり、確かなものになるよう踏み込んでゆく必要がある。千葉県が先頭になり他県の悪もともに変えていく。土地も森も勝手に動かすものではないことを千葉県から示していこう。

#### 2. 誰が、どのように進めますか。(県民、事業者、行政等の役割)

県民——県民こそって生物多様性とは何か、何を改めるべきか、自分の周辺はどうかとまず環境の保全に眼を向ける運動をおこしていこう。

事業者——自分も県民の一人であることの自覚を持つ。県外の業者も千葉県民として動くための制約を予め確約する。

県——県民のすべてに希望を、明日を与えること。県民に自覚を持たせること。とともに県職も自分の仕事に対して責任ある方向性を持つこと。今県民は何を考えているかそれを常に一步先を歩き学習すること。

そして国政も変えていこう。明るい千葉の建設を！！！

#### 4. 自由記述

○森を守っていくこと。森は過去の40%を切っている。森がなくなれば必然、水もなくなる。それでもいまはまだ沢山の生物が山にも森にも水にも、海にもいるのだから、もうこれ以上生態系を変えないように私たちは私たちの世代で守り通さなければ子孫に何を残すのか。

以上

## 戦略グループ会議 報告書（完）

〈戦略グループ会議の名称〉 山・川・海の生物多様性	〈参加人数〉 29名
〈主催グループ名〉 (主催者) 水嶋 良昭	〈代表者名〉 水嶋 良昭
〈実行委員名〉 協力者 武山富士雄 平本紀久雄 木下林業 森英滋 遠藤勇 三瓶雅延 箕浦孝昭 鈴木秀博 秀島 徹哉	〈共催（協力）団体名〉 総合企画部 安房地域整備センター 南部 漁港事務所 南部林業事務所 水産総合研 究センター 南房総市
〈開催日時〉 平成19年 8月17日	〈開催場所〉 南房総市丸山公民館
<p>〈会議で話し合われたテーマの概要〉</p> <p>自然豊かな安房の山・川・海の生物多様性を守るについて、絶滅危惧種のための環境整備は全体の環境の底上げを図ることにより達成され、全体により良い結果をもたらすとの考えに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 壊されつつある現況を見つめる</li> <li>② ①の原因を探る</li> <li>③ いかにしたらこれ等を再生・保守していく事が出来るか見ながら話し合った</li> </ul> <p>表題の通り県内にあって安房はいまだ自然の残されている地域であるが、確実に破壊は進行している</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本来自然の恵みを享受すべき地域住民がゴミの排出・合成洗剤の垂れ流し等により、特に水質環境を大きく壊し加害者となっている</li> <li>2. 本来自然環境を守らねばならない行政が、その部門に与えられた目的完遂意欲の達成のみにとらわれ、環境への配慮を軽視し、さらには無視する状況にある結果、自然環境は破壊され続けている</li> </ol> <p>安房は他地域に比べてまだ豊かな自然が残されているから目立たないだけであるこれら的原因を除去するには住民と行政の意識改革だけで済むことであるので住民への啓発、行政側の執行姿勢の見直しが急務である</p> <p>さらには安房の自然環境を昭和20年代の状況に再生し、これを全県の手本とすべきである。それには水質基準等、県基準を大きく上回る安房基準を設定（目標値の設定でも可）これを達成する事（県内二重基準の設定）</p> <p>さらには環境税（費用）の負担・戻し税による住民・企業の自然環境改善意識の啓発を行い、かつこれを半官半民の組織を構成して運営する</p> <p>企業（特に京葉工場地帯）の森林保全への参加意欲を誘導する</p>	

### 当グループ会議からの提案

現況報告は次の通り（一部事前に聞き取り・文書提出によるものを含む。提出された文書は参考資料として添付する）

(1) 山・川・海は水により連なる

山々の木々・堆積した落葉からの微生物は川により海に運ばれ、プランクトンを生じ、海藻を育て貝類・魚類を育む。故に山は海の母親だ。陽の差し込まない山肌は下草が生えず、山崩れの元となり微生物の増殖も無い

(2) 照葉樹〔まてばしい〕は10数年毎に切り出し(更新)ていかないと、葉が茂り過ぎ、山肌への陽を遮る事となるが、燃料の石油化で販路を失い切り出されなくなり、40年以上経過している。山肌は、治山・治水上役立たない状態または危険な状態となっている、切り出してチップにすればパルプ材になるが販売価額より手間賃の方が高くなってしまう

(3) 県内での住宅建築には耐久性に優れている地元の木材を使うべきだが輸入材との価格差で使われていない

(4) 切り出して販売しても切り賃にもならない 県営林は県費で保守されているが私有林は放置されたままである

(5) 昔、単一樹種、密植、間伐、皆伐という森林政策を奨励した

これは密植により山肌への陽光を遮り、下草の生長を無くし、山肌を洗い流し土砂崩れの元となっている

(6) 林業家で有機農業を営む農家が現在も燃料は所有林から切り出した〔まき〕と〔炭〕だけで生活している。所有林を切り、チップにして〔たい肥〕とし、有機農業の元としているが植林した山へはもう5年以上入っていない

(7) イノシシの出没により竹山を荒らされ、竹の子の収穫が出来なくなっている

(8) 海岸砂防林(松林)の松くい虫防除の為薬剤散布を行っているが、昆虫等への影響が心配である、流れ出し海への影響は

(9) 竹は「じやまもの」と考える人もいるが、低開発国では、今も河川の堤防に竹を植え込んでいる。北海道のある銘水は、竹林を流れる水を使っている。現在でも優良な竹の需要家からは国内産の竹の注文が相次いでいる。一般的には輸入の竹材に押されている。竹の真価を見直すべき

(10) 日本は元々有機農法であった。終戦後、米軍の要請が元で清浄野菜の名の下に農薬と化学肥料づけの農法が近代農法と奨励された。我々のグループは34年前から無農薬による野菜・みかんを作っている。グループ内生産者が18軒から27軒に増えた。生産費を賄える価格で買ってくれる消費者と出会えたからだ。東京へ持参して販売している顔の見える関係が必要である

(11) 休耕田・耕作放棄農地が増えている。これまで自然環境保全に寄与してきた土地

が逆に環境を壊す存在へと変わり続けている。(聞き取り)

- (1 2)川の中流域に築造された農業用水ダムに粘土質土砂が堆積し、これが農業用水を使わない季節に川水により押し流され下流域を泥水化し、きれいな川水の生物鮎・もくずガニ等の遡上が出来なくなった。  
泥はさらに海に下り、海底の窪地へ固まって沈殿し、時化により舞い上がり、海水を泥水化させている。  
エビ刺し網が泥を巻き込んだり、川からの流木を巻き込む例が発生している。
- (1 3)ダムの築造された川が流れ込む海域の海岸の砂浜の砂が少なくなってしまったがこれはダムへの堆積により海への流出が止まったためと考えられる
- (1 4)天然鮎の遡上が無くなり県により放流された鯉しか見られない川があります。  
この川に存在する鯉は体調 50 cm 以上にもなり、ある人が残飯を投げ与えてどうにか生きながらえています
- (1 5)上流のダムで土砂が堆積して、流れてこないため、河床が下がりコンクリート護岸(ブロック積)がぶら下がっているところもある(聞き取り)
- (1 6)この川の上流部の支流は雨がないと川水も無いようなところですが、支流の下流域は三面コンクリート張り、そのちょっと上流はコンクリート柱による柵、さらに上流は「じゃかご」による護岸になっていました。近くに住む人は「以前より安心していられる」と話しています(聞き取り)
- (1 7)2~3頭の乳牛飼育から頭数の多い飼育に発展した酪農家は、糞尿の河川への垂れ流しをした時期があったが、改善に改善を努め、現在は少しの排出も無い状況になっている。(聞き取り)
- (1 8)家庭用洗剤が下水路の有用な微生物まで殺してしまう結果、自浄作用が働くなくなり、黒いヘドロとなる。これが降水により急速に流れ出し下流域・海を汚し下水路(水川)に生物が棲めなくし、さらには海の海藻・小生物にも影響を与えている。家庭用浄化槽から排出される水に含有される消毒用薬液も同じように生物環境に悪い作用をしている
- (1 9)EM 菌を汚れた小河川に放流する事によりその河川の流水・底質の悪臭等が改善され、つながる海域の水質・底質(特に砂)に改善が見られこれまで絶滅したかと思われていた貝の生息が確認された。  
又、海水浴場の水質基準に合致しなかった水域で EM 菌を流し続けた効果により翌年は基準に達した(二者より聞き取り)
- (2 0)海岸の砂浜が狭くなってきました。本来いじらなければ変化は起こらなかつたはずの小さな湾で軒並み海岸侵食が起こっている。原因は目の利益しか考えない人間の行き過ぎた海岸工事の結果であり、館山海岸はその典型である。これにより被害を受けるのが、自然の恵みにより営まれてきた沿岸漁業である。
- (2 1)安房の海岸は自然豊かな黒沙が洗う海岸である。珊瑚が生息している。かと思う

と、親潮系水の流入もある。

自然の海岸には、ハマオモト・ハマナタマメ・イソギク等々、タブの木・ヤブニッケ等の高木林もあり、動植物とも多種多様な生息環境を形成している。これは守っていかねばならない。

(22) 南部漁港事務所は、これまで冲合いへの投棄、その他で処理してきた漁港からの浚渫土砂を地元漁協と協議の上近くの砂浜の養浜事業に活用した。

(23) 南部林業事務所は皆伐施業の反省から、30年前より間伐して出来た大きな木の下へ植樹する複層林施業を試験してきました。近年他県においてもこれに追随する傾向にあります。

(24) 安房地域整備センターは河川改修工事、災害復旧工事にあたり「かごマット工法」「土羽・張り芝」等コンクリートブロック積み護岸工法から多自然型・かごマット工法等自然環境を考えた工法を取り入れています。

## 1 グループ会議にとって、生物多様性の保全・再生のための課題は何か

(1) 行き詰っている森林保全・管理をどうするか [(1)(2)(3)(4)(5)(6)(9)]

(2) 農業の経営性(利益・後継者問題)を早急(10年以内)に展望の開けたものにしなければならない [(7)(10)(11)]

(3) 行政による公共事業の展開が自然環境を壊している現状を是正しなければならない [(8)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(20)(22)(23)(24)]

(4) 安房の人口は最多時期より6割に減っている。大きな工場排水も無いにもかかわらず小河川の水質が土砂による汚濁も含め着実に悪化している状況は住民が自然を壊している一因であることを認識し、意識改革を図り、自然環境の保全に務めねばならない [(18)(19)]

## 2 課題を解決するために何をすべきか

〈1〉 1(1)を解決するためにはまず、森林の保全・管理のための資金が必要だが、現在、立木を販売しても切り出す経費も賄えない現況からして、

イ) 別途の継続的資金の手当てが必要

ロ) 保全・管理をする労力が必要

ハ) ロ)を確実かつ大規模に行うため、企業等の計画的参画も望まれる

〈2〉 1(2)について、農業はこれまで自らの生産性維持の為もあり、常に良好な自然環境の持続に貢献してきた。消費者は農業生産物の購入価格の中に農家の自然環境維持のための対価を含めて支払ってきた(昭和40年代頃までは都市労働者・公務員給与と農業所得の分配を見ると現在より農業所得の見栄えが良かった)が、経済の高度成長とともに又、農産物の輸入自由化と共に、農業所得の割合は減り続け、都市住民は安価

な輸入食料を購入し農業により維持される自然環境は、無償でその恩恵に浴し続けてきた。農業は生産性の向上（化学肥料・農薬の多用）による所得の向上をねらったが及ばず、結果、農業は衰退し、農業者による自然環境保全が困難となったばかりでなく農業者自身が自然環境破壊の一部加害者（化学肥料・農薬により）となってしまっている。そのため県民は農業者等と協力して、自らが恩恵にあずかる自然環境保全は、自らの手で直接または間接的に行わなければならなくなつた。

〈3〉 1(3)については、今一部に自然環境を意識した行政執行が見られるが特に大事な農林部はこれを軽視し又は無視した執行をしていると言わざるを得ない。今後はどんな小さな公共事業にも環境影響評価の手法を取り入れ、これを行う部門を県庁内に新設し(仮称 環境監督監)、行政が行う全ての公共事業はこの部門の管理監督を受けるものとする。ここには環境・生物問題の学者・技術者を多数配置する。新たな組織を作らなくとも現場県職員の意識改革があれば明日にもできることであるが、今の環境部にはこれを司る意欲も熱意も無い。早急に環境部の人員の入れ替え・再編成が必要である。

〈4〉 1(4)については、住民に天然素材洗剤の使用を啓蒙する。合併浄化槽等の排水側にさらにタンクを造りここで滅菌薬液の減滅を確認してから排水する。em 菌等による河川の浄化についてもさらなる研究をする。

### 3 誰がどの様に進めるか

[1] 2 〈1〉イ)、〈2〉のために、県民から広く環境税(費用)を徴収する。  
(県民税、法人県民税、事業税、自動車税等に付加徴収する条例を作る。1割で40億円)

これを県職員若干と民間により構成する組織にゆだね、

イ) 森林保全のため ······ 戻り税

ロ) 農業を行う事により緑の保全に貢献する農家に配分する ··· 戻り税

( 森林の下草刈り等保全には、1ha当たり100千円~200千円あれば出来るといわれる。10億円あれば、10,000haの保全が出来る)

[2] 2 〈1〉ロ)のために、県内に存在する個人・企業が単独でまたは組織を作り、森林保全作業にあたる。これ等の人々にはその成果によりポイントを与え、そのポイントの数により環境税の減免が受けられる ······ 戻り税  
森林保全のみならずあらゆる環境保全(公園の整備・河川の清掃等々)に参加した場合もポイントが受けられる ······ 戻り税  
県内産の木材を使って住宅等を建てた人もポイントが受けられる ··· 戻り税

[3] 2 〈1〉京葉工業地帯にある企業の内、緑化協定を結んでいる企業で新制度での緑化率を希望する企業について、減少分を森林保全にあてる事を条件として認める。

新たに保全する面積は減少分の30倍程度とする。

(企業は現在、芝地等で緑地としている部分の転用を希望すると思われる所以、緑地減少に伴う緑地減少の痛手は少なく、その面積の30倍以上の森林が保全されるなら効果のほうがはるかに大きいと思慮する。

まったく善意の企業の森林保全への取り組みを働きかける

→県民会議名での参加要請を行う、知事の副申を付ける

(例 ちばぎんの森 育樹活動)

但しちばぎんの森は、みどり推進課の管轄する法人の森事業の一環であるが、同じ形式であっても面積をもっと大きくし、私有林までその対象とし、契約年限も最低20年くらいとする。この年数は木々が一本立ちできる年数でもある。土地はもちろんの事立ち木についても参加企業の私権は認めずその実績は戻り税の対象とする。

[1]にいう半官半民の組織が行う。

この組織に参加する民間人もポイントの対象となる (参加期間に制限を設ける)

{4} 2<3>これは条例の制定も必要なく知事の権限の範囲で出来ることです。

生物多様性の実施論議はここから始まります。

{5} 2<4>合併浄化槽の改善については現在の受付窓口の出先機関が行う。

県民への天然素材洗剤の使用啓蒙については、とりあえず県民会議と県・市町村が働きかける。3{1}に言う組織が出来たときにはこれが中心となり天然素材洗剤を使用する人にもポイントを与える。合併浄化槽の改善についても同じ。

{6} 県民会議を提言のための組織に終わらせず、すぐ行動を起こすべきです。

県内各地での講演会活動・趣意書を作つて署名運動、すぐ出来る有効な活動をしましょう。

#### 4 自由記述

農業用ダムから粘土質土砂が大量に流出している事について、

これを発見した当初(平成14年12月)泥水放出の抗議に対し、元県幹部職員でダムを運用する組織の責任者は、「河川法に従つて運用している、外部からとやかく言われない」

ある県出先機関の幹部職員は「泥水を流してはいけないのですか、泥水は海のためにならないのですか」「これくらいの泥水は許容量の範囲と環境担当が言っています」

「言いたい事があるなら裁判を起こしなさい」

環境政策課の幹部は「泥水を流す事を取締る法・条例がない、我々は法に無い事は出来ない」

本来、緑を保全し、自然環境を守るべき農林部や環境部の職員が平然と言う環境破壊に繋がる言葉を上げたらきりが無い。

環境部のある幹部職員は、「(安房の自然環境を守るために)県水質基準等とは異なった基

準・・見た目気持ちよくなる風景・景色等、感性に訴えるものがあつても良いのではないか」といっていたがその後、法務担当の意向で私にはこれ以上深入りは出来ませんといつてきた。

県職員の中にも、何とかして自然環境改善に心しなければと言う人は少なくない。それが幾つかの出先機関からの改善報告となっている。

しかし、それらの人は課長以下の人達である、ある課長は沖縄県の赤土流失防止条例を研究していた。

環境問題に直接関連しない部門に居る人で、さえた考え方の人と巡り会えた。

この様な考え方の人達はまだ少数派だ、前述の如くの人達は

「環境憲章は精神論だ

環境基本条例は骨格だ

我々県職員は環境保全条例に基いて行政執行する」と言って憚らない。

判った様にしてまったくやる気のない詭弁である。

自然環境を守るべき県が、壊す側に回ったとき、公害企業の考え方よりもっとこわい考え方で、自分たち県職員、個人と組織を保身しようと考える。おそろしいことです。

一般の社会でこれ程の反社会性・反会社存続性のことをしたら、即刻罷免されるでしょう。しかし今の千葉県庁にはこれ程誤った現実が存在しています。

私はその頂点に立つ知事の提唱で興された県民会議の一員として、生物多様性の問題を論じてきた。千葉の会場まで自動車で2時間、一回も休まず出席した。

千葉県の自然環境を守る最後の砦になると思ったからに他ならない。

安房の自然を守るのに大きな条例も大きな資金も必要としない。

最高責任者の知事が、生物多様性県民会議で言われたことを県職員に話し

生物多様性を尊重した自然環境保全以上の利益はほかには存在しない事を納得させる事です。

そして千葉県の中でもっとも自然が保たれているといわれる、安房の自然環境をさらに世界に誇れる基準に底上げし、千葉県の他の地域は安房を手本に自然環境をより良いものにするようにと行政・民間共々手を携えて進むよう千葉県が行政姿勢の上で手本を示すべきです。これなくして生物多様性を論じても全て空論に帰します。